源泉徴収簿への記入例

令和４年分　給与所得者の保険料控除申告書

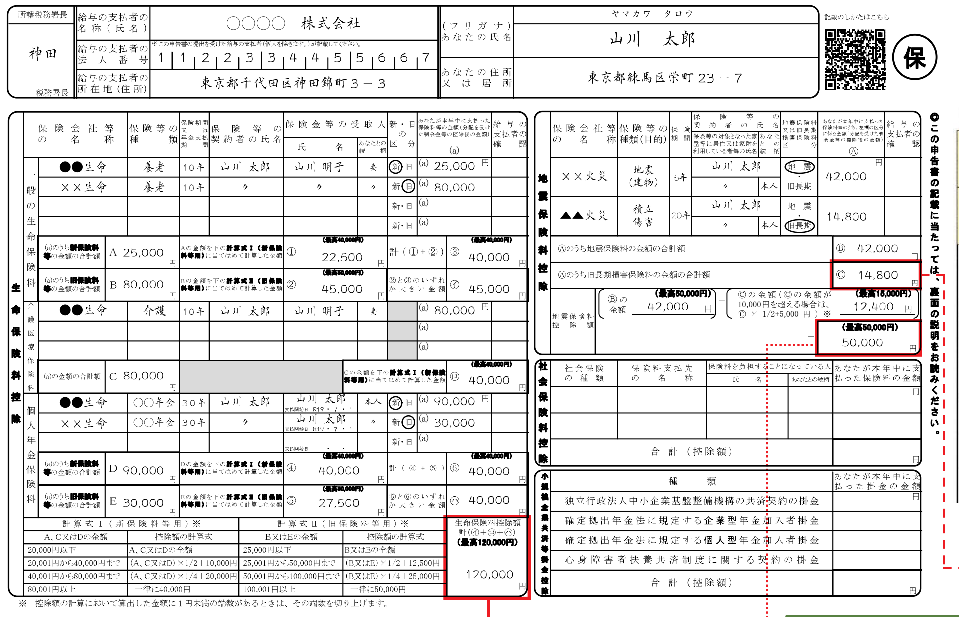

（給与所得控除後の金額の算出表）

（九）

給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額
円 6,372,000	円 6,376,000	円 4,657,600	円 6,492,000	円 6,496,000	円 4,753,600
6,376,000	6,380,000	4,660,800	6,496,000	6,500,000	4,756,800
6,380,000	6,384,000	4,664,000	6,500,000	6,504,000	4,760,000
6,384,000	6,388,000	4,667,200	6,504,000	6,508,000	4,763,200
6,388,000	6,392,000	4,670,400	6,508,000	6,512,000	4,766,400
6,392,000	6,396,000	4,673,600	6,512,000	6,516,000	4,769,600
6,396,000	6,400,000	4,676,800	6,516,000	6,520,000	4,772,800
6,400,000	6,404,000	4,680,000	6,520,000	6,524,000	4,776,000
6,404,000	6,408,000	4,683,200	6,524,000	6,528,000	4,779,200
6,408,000	6,412,000	4,686,400	6,528,000	6,532,000	4,782,400
6,412,000	6,416,000	4,689,600	6,532,000	6,536,000	4,785,600
6,416,000	6,420,000	4,692,800	6,536,000	6,540,000	4,788,800
6,420,000	6,424,000	4,696,000	6,540,000	6,544,000	4,792,000
6,424,000	6,428,000	4,699,200	6,544,000	6,548,000	4,795,200
6,428,000	6,432,000	4,702,400	6,548,000	6,552,000	4,798,400

（6,372,000円～20,000,000円）

給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額
円 6,600,000	円 8,500,000	給与等の金額に90％を乗じて算出した金額から1,100,000円を控除した金額
8,500,000	20,000,000	給与等の金額から1,950,000円を控除した金額
20,000,000円		18,050,000円

扶養控除等（異動）申告書の内容を基に「扶養控除等の申告」欄を記入します。

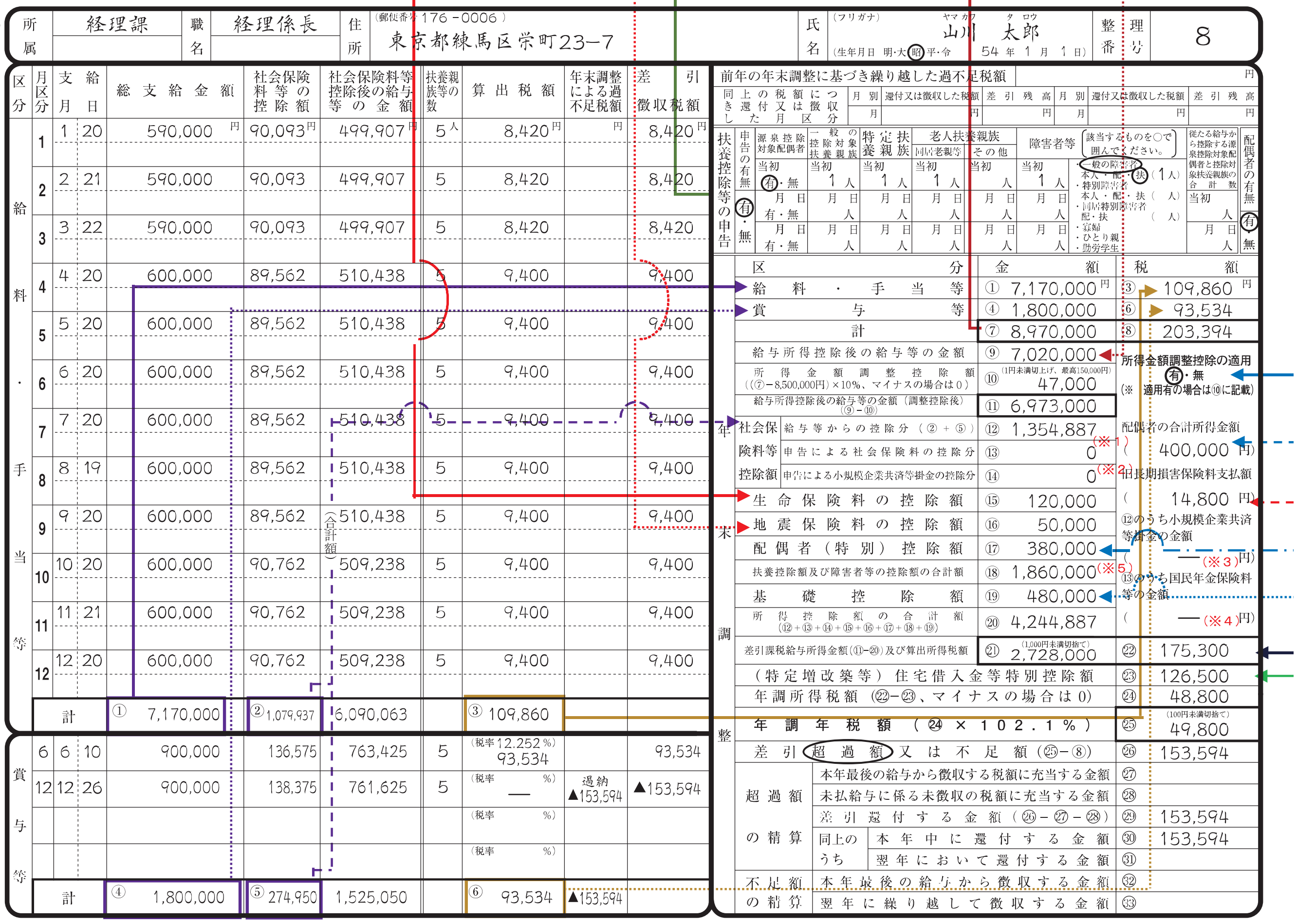

令和４年分　給与所得に対する源泉徴収簿

（甲欄）・乙欄

所属	経理課	職名	経理係長	住所	（郵便番号 176－0006）東京都練馬区栄町23－7
氏名	（フリガナ）ヤマカワ　タロウ 山川　太郎 （生年月日　明・大・（昭）・平・令　54年　1月　1日）	整理番号	8		

区分	月区分	支給月日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
給料・手当等	1	1 20	590,000円	90,093円	499,907円	5人	8,420円	円	8,420円
	2	2 21	590,000	90,093	499,907	5	8,420		8,420
	3	3 22	590,000	90,093	499,907	5	8,420		8,420
	4	4 20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
	5	5 20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
	6	6 20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
	7	7 20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
	8	8 19	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400
	9	9 20	600,000	89,562	（合計額）510,438	5	9,400		9,400
	10	10 20	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400
	11	11 21	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400
	12	12 20	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400
	計		① 7,170,000	② 1,079,937	6,090,063		③ 109,860		
賞与等	6	6 10	900,000	136,575	763,425	5	（税率 12.252％）93,534		93,534
	12	12 26	900,000	138,375	761,625	5	（税率 ―　％）	過納 ▲153,594	▲153,594
							（税率　％）		
							（税率　％）		
	計		④ 1,800,000	⑤ 274,950	1,525,050		⑥ 93,534	▲153,594	

前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額　円

同上の税額につき還付又は徴収した月区分	月別	還付又は徴収した税額	差引残高	月別	還付又は徴収した税額	差引残高
	月	円	円	月	円	円

扶養控除等の申告　（有）・無

	源泉控除対象配偶者	一般の控除対象扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族 同居老親等	老人扶養親族 その他	障害者等	該当するものを○で囲んでください。	従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数	配偶者の有無
当初	（有）・無	1人	1人	1人	人	1人	（一般の障害者）本人・配・（扶）（1人） ・特別障害者 本人・配・扶（　人） ・同居特別障害者 配・扶（　人） ・寡婦 ・ひとり親 ・勤労学生	当初　人	（有）・無
月日	有・無	人	人	人	人	人		月日　人	
月日	有・無	人	人	人	人	人			

区分		金額		税額	
給料・手当等		①	7,170,000円	③	109,860円
賞与等		④	1,800,000	⑥	93,534
計		⑦	8,970,000	⑧	203,394
給与所得控除後の給与等の金額		⑨	7,020,000	所得金額調整控除の適用 （有）・無（※　適用有の場合は⑩に記載）	
所得金額調整控除額 ((⑦－8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0)		⑩	（1円未満切上げ、最高150,000円）47,000		
給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）(⑨－⑩)		⑪	6,973,000		
社会保険料等控除額	給与等からの控除分（②＋⑤）	⑫	1,354,887	配偶者の合計所得金額	（400,000円）
	申告による社会保険料の控除分	⑬	0（※1）	旧長期損害保険料支払額	（14,800円）
	申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭	0（※2）	⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額	（―（※3）円）
生命保険料の控除額		⑮	120,000		
地震保険料の控除額		⑯	50,000		
配偶者（特別）控除額		⑰	380,000		
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額		⑱	1,860,000（※5）	⑬のうち国民年金保険料等の金額	（―（※4）円）
基礎控除額		⑲	480,000		
所得控除額の合計額（⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱＋⑲）		⑳	4,244,887		
差引課税給与所得金額（⑪－⑳）及び算出所得税額		㉑	（1,000円未満切捨て）2,728,000	㉒	175,300
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額				㉓	126,500
年調所得税額（㉒－㉓、マイナスの場合は0）				㉔	48,800
年調年税額（㉔×102.1％）				㉕	（100円未満切捨て）49,800
差引（超過額）又は不足額（㉕－⑧）				㉖	153,594
超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額			㉗	
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額			㉘	
	差引還付する金額（㉖－㉗－㉘）			㉙	153,594
	同上のうち 本年中に還付する金額			㉚	153,594
	同上のうち 翌年において還付する金額			㉛	
不足額の精算	本年最後の給与から徴収する金額			㉜	
	翌年に繰り越して徴収する金額			㉝	

国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」（https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm）に掲載している「年末調整計算シート」（Excel）をご利用いただくと、上記の計算等を簡単に行うことができます。

令和４年分　給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

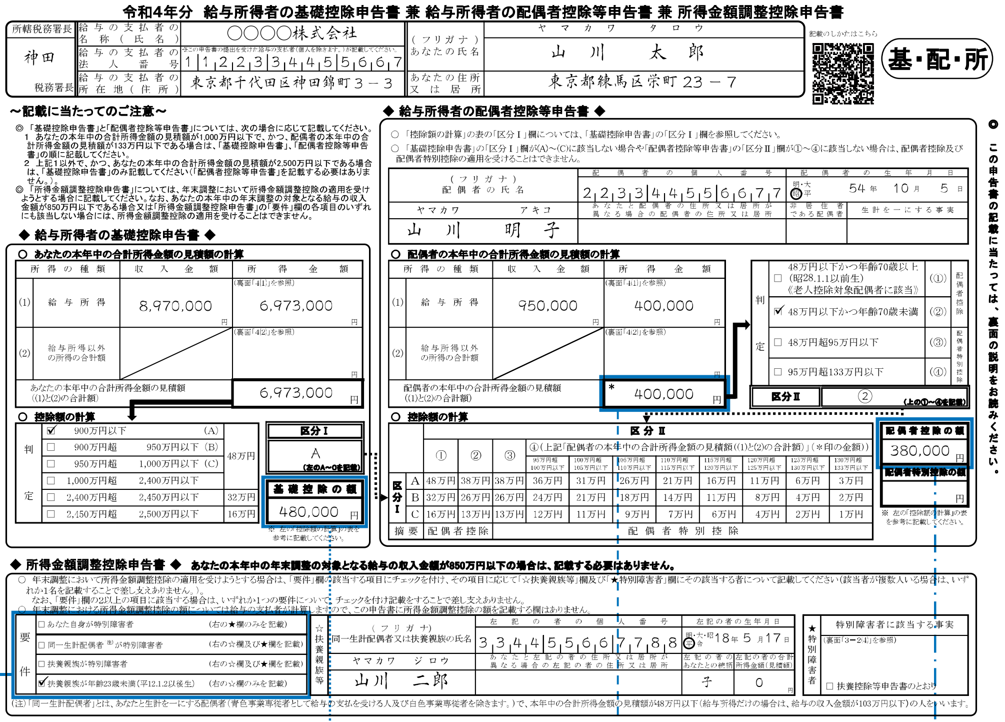

（令和４年分の年末調整のための算出所得税額の速算表）

課税給与所得金額（Ａ）		税　率（Ｂ）	控除額（Ｃ）	税額＝（Ａ）×（Ｂ）－（Ｃ）
	1,950,000円以下	5%	―	（Ａ）×５％
1,950,000円超	3,300,000円 〃	10%	97,500円	（Ａ）×10％－97,500円
3,300,000円 〃	6,950,000円 〃	20%	427,500円	（Ａ）×20％－427,500円
6,950,000円 〃	9,000,000円 〃	23%	636,000円	（Ａ）×23％－636,000円
9,000,000円 〃	18,000,000円 〃	33%	1,536,000円	（Ａ）×33％－1,536,000円
18,000,000円 〃	18,050,000円 〃	40%	2,796,000円	（Ａ）×40％－2,796,000円

（注）　1　課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
　　　　2　課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

平成34年分　給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書

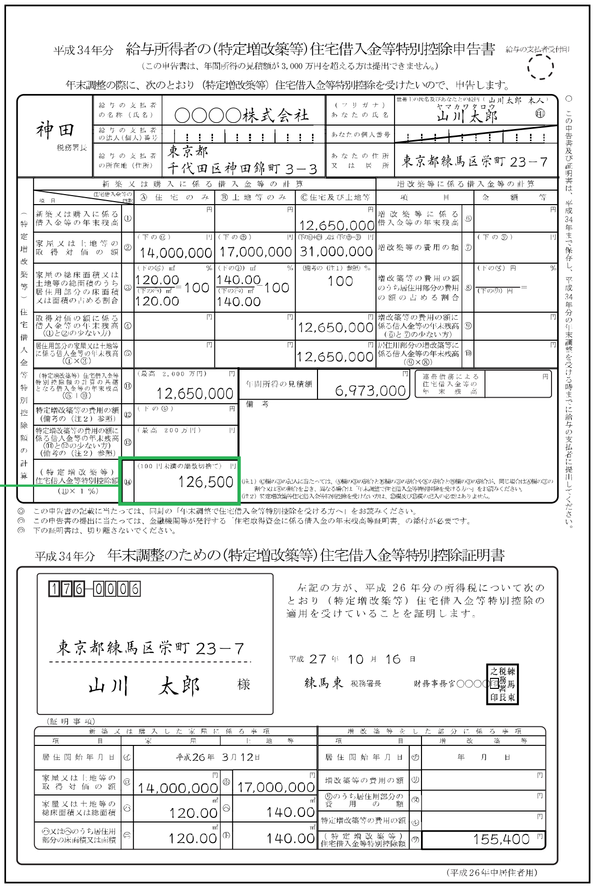

（2,728,000円 × 10% － 97,500円）

（参考）1　⑬欄は、保険料控除申告書の「社会保険料控除」欄の「合計（控除額）」欄の金額を転記してください。

2　⑭欄は、保険料控除申告書の「小規模企業共済等掛金控除」欄の「合計（控除額）」欄の金額を転記してください。

3　「⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額」欄は、毎月の給与から差し引かれた小規模企業共済等掛金の金額を記入してください。

4　「⑬のうち国民年金保険料等の金額」欄は、保険料控除申告書の「社会保険料控除」欄のうち、国民年金保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金の金額を転記してください。

5　⑱欄は、「令和４年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」により求めた金額を記入してください。